

海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子  
(日本企業の海外展開に資するその他の案件)

1. 借入人：中堅企業・中小企業者(株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様)  
我が国の法人等が出資する外国法人等(邦銀海外現法を含む)
2. 対象案件：
  - (1) 投資金融(資源・エネルギーの確保・開発の促進、海外 M&A、及び我が国の法人等が出資する外国法人等による第三国輸出や進出先国での販売支援のための投資金融(ローカル・バイヤーズ・クレジット)を除く)の対象であって、日本企業の海外展開支援に資する案件。
  - (2) 投資金融(資源金融を除く)の対象案件で、大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰することのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の進出日系企業に及んでいる開発途上地域に進出している日系企業に係る案件。
3. 通貨：原則米ドル、ユーロ又は円。その他通貨については個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の6割以下(但し、中小企業者等向け貸付は融資総額全体の7割以下)
5. 適用金利：

本要領2.(1)の対象案件：ベース金利に個別案件の意義に応じた政策スプレッド及び与信先の信用力見合いのプレミアム(以下「プレミアム」)を上乗せ。但し、中小企業者等向け貸付の場合は政策スプレッドをゼロ、プレミアムの上限を31.25bpとする。なお、適用金利が、米ドル：6ヵ月 LIBOR+43.75bp、ユーロ：6ヵ月 EURIBOR+6.25bpを下回る場合、中小企業者等向け貸付を除き、当該金利(以下「下限金利」という。)を適用(円貨貸付の場合、円貨建下限金利(<http://www.jbic.go.jp/ja/finance/cost>)を基準に、個別案件の意義に応じて別途 JBIC が定める適用金利を下回らないものとする)。

劣後ローンについては、ベース金利に個別案件の意義に応じた政策スプレッド及び劣後性を踏まえたプレミアムを上乗せ。但し、適用金利が、下限金利を下回る場合、中小企業者等向け貸付を除き、当該金利を適用(円貨貸付の場合、円貨建下限金利(<http://www.jbic.go.jp/ja/finance/cost>)を基準に、個別案件の意義に応じて別途 JBIC が定める適用金利を下回らないものとする)。

本要領2.(2)の対象案件：ベース金利。原則として政策スプレッドゼロ、プレミアムは徴求しない。(円貨貸付の場合、円貨建下限金利を下回らないものとする)。
6. 融資承諾期限：平成28年6月末日
7. 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定